株式会社ケアラーズ

重要事項説明書 【通所介護サービス】

リハビリスタジオ夢現 大阪市住之江区西住之江 1 丁目 5 番 15 号 TEL 06-6675-5050

重要事項説明書 (通所介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、 指定通所介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するも のです。

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ケアラーズ
代表者氏名	代表取締役 菊地 一
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号 (電話 06-6675-0111・ファックス番号 06-6675-6632)
法人設立年月日	平成 13 年 8 月 30 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリスタジオ夢現
介護保険指定事業所番号	大阪市指定事業所番号 2775902394
事業所所在地	大阪府大阪市住之江区西住之江1丁目5番15号
連 絡 先 相談担当者名	電話 06-6675-5050・ファックス番号 06-6675-6060) (相談担当者 福田 翔太)
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市 住之江区・住吉区・西成区
利 用 定 員	32 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ケアラーズが設置するリハビリスタジオ夢現(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下、「通所介護従事者」という。)が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する指定通所介護は、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	: 業 日		月曜日から土曜日とする。 但し、8月13日~8月14日、12月30日~1月3日までを除く。
営	営 業 時 間		午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日とする。 但し、8月13日~8月14日、12月30日~1月3日までを除く
サービス提供時間	1 単位目 午前 9 時 00 分~午後 12 時 15 分 2 単位目 午後 1 時 30 分~午後 4 時 45 分
延長サービス提供時間	なし

(5) 事業所の職員体制

|--|--|

職	職務内容	人員数
管理者	 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成 するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。 	常 勤 1名
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 2名 非常勤 0名
看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。2 利用者の静養のための必要な措置を行います。3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	常 勤 1名 非常勤 1名
介護職員	1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護 を行います。	常 勤 1名 非常勤 6名
機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 2名 非常勤 8名
管理栄養士	1 栄養改善サービスを行います。	常 勤 0名 非常勤 1名

歯科衛生士 • 言語聴覚士	1 口腔機能向上サービスを行います。	常 勤 非常勤	0名 0名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 非常勤	0名 0名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

(1) 提供する†	ナービスの内容につ	ついて
サービ	ス区分と種類	サービスの内容
通所介	護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者	居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合やマンションや集合住宅においては、車両停車可能位置までの送迎となります。車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
	健康チェック	血圧・体温など、健康状態の状況把握を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排せつの介助、おむつ交換を 行います。
日常生活	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
上の世話	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の 介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の お手伝い、服薬の確認を行います。
	日常生活動作を 通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 生活動作を通じた訓練を行います。
機能訓練	パワーリハビリ	利用者の能力に応じて、トレーニングマシンで機能訓練を行います。
1926日已3川7宋	器具等を使用し た訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
★ 1 特別なサ ービス	個別機能訓練	利用者の能力に応じて、少人数又は個別で行う機能的トレーニングやリハビリ・体操など行います。また、個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。
(利用者に対 するアセスメ ントの結果、	栄養アセスメント	管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して、低栄養状態 及び課題を把握し、利用者又はその家族に対して、その結果 を説明し、相談等に応じます。
必要と認められる場合に提供します。)	栄養改善 注)1	低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行います。(原則として利用開始から3か月以内まで)

		口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対
	口腔機能向上	し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、こ
	注) 2	れに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価等を行いま
		す。(原則として利用開始から3か月以内まで)

- 注)1 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。
- 注) 2 利用者の状態の評価の結果、継続的にサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できると認められる場合は、引き続きサービスを受けることができます。

(2) 通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【诵常規模型】	3時間以上4時間未満

	要介護 1		要介護 2		要介護3		要介護 4		要介護 5	
	利用料 (1 日)	利用者 負担額 (1 日)								
1割	3, 966	397	4, 534	454	5, 134	514	5, 713	572	6, 303	631
2割	3, 966	794	4, 534	907	5, 134	1, 027	5, 713	1, 143	6, 303	1, 261
3割	3, 966	1, 190	4, 534	1, 361	5, 134	1, 541	5, 713	1, 714	6, 303	1, 891

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及 び通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の 心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合 には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります(「やむを得ず短くなった場 合」には利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅 と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する)。

なお、計画上の所要時間よりも大きく短縮する場合には、通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた利用料となります。

- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱い とし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配

置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月(又は翌々月)の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日につき利用料が1,007円(利用者負担101円)減額されます。

「同一建物」とは、指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。

※ 居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道 503 円 (利用者負担 51 円) 減額されます (同一建物減算の対象となっている場合には減算対象とはなりません)。

	★2 加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
	個別機能訓練加算 (I)□ 76単位 (Ⅱ) 20単位	(I)口 814円 (II) 214円	(1割) (2割) (3割) 82円 163円 245円 22円 43円 65円	(I)ロ サービス提供日数 (Ⅱ)サービス提供月
要介	A D L 維持等加算 (I)30単位 (II)60単位	(I) 321円 (II) 643円	(1割) (2割) (3割) 33円 65円 97円 65円 129円 193円	1月につき
護度によ	栄養アセスメント加算 50 単位	536 円	(1割) (2割) (3割) 54円 108円 161円	1月につき
要介護度による区分なし	口腔機能向上加算 (II) 160 単位	1,715円	(1割) (2割) (3割) 172円 343円 515円	1月に2回を限度
なし	サービス提供体制強化加算 (II) 18 単位	192 円	(1割) (2割) (3割) 20円 39円 58円	サービス提供日数
	科学的介護推進体制加算 40 単位	428 円	(1割) (2割) (3割) 43円 86円 129円	1月につき
	介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数 の 92/1000	左記の 1~3 割	基本サービス費に各種加算 減算を加えた総単位数(所 定単位数)

- ※ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又は あん摩マッサージ師が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定 します。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所介護を行った場合に加算となります。なお、 当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。 中山間地域等:千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷・田尻・西能勢)
- ※ 1単位を 10.72 円として計算しています。(地域区分:2級地)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市区町村(保険者)に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる た時間に応じて、下記によりキャン ※ただし、利用者の病状の急変や急な 請求いたしません。 利用予定日の前営業日 17:30 まで のご連絡の場合 利用予定日の前営業日 17:30 以降 のご連絡場合又は、ご連絡が無い場 合	セル料を請求させていただきます。 入院等の場合には、キャンセル料は キャンセル料は不要です
② 水分補給の提		
供に要する費	無し	
用		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法に ついて

• •	
① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月10日前後に利用者にお渡しまたは郵送いたします。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の 15 日又は 20 日に、下 記の方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。
- 6 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用 者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	福田 翔太
虐待防止に関する担当者	福田 翔太

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

	○ ★ * ***********************************
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」
	という。)は、サービス提供をする上で知り得た利
	用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三
	者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供
	契約が終了した後においても継続します。
	4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は
	その家族の秘密を保持させるため、従業者である
	期間及び従業者でなくなった後においても、その
	秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の
	内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限
	り、サービス担当者会議等において、利用者の個
	人情報を用いません。また、利用者の家族の個人
	情報についても、予め文書で同意を得ない限り、
	サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情
	報を用いません。
	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報
	が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記
② 個人情報の保護について	録を含む。)については、善良な管理者の注意をも
W IN THE PROPERTY OF THE PROPE	って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を
	防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求め
	に応じてその内容を開示することとし、開示の結
	果、情報の訂正、追加または削除を求められた場
	合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必
	要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示)
	に際して複写料などが必要な場合は利用者の負
	に除して後手科などが必要な場合は利用者の負 担となります。)
	世になりまり。丿

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家	緊急連絡先の家族等	
家族等	住所及び電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険名 通所介護事業者及び通所型サービス事業者賠償責任保険

補償の概要利用者に対しての損害賠償が発生した場合の補償

12 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、サービス を提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

16 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(福田 翔太)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(毎年2回 6月~12月)

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 18 指定通所介護サービス内容の見積もりについて
 - このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1) 提供予定の指定通所介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

曜日 要介護度	提供時間帯	サービス内容 個別機能訓練I・ロ 個別機能訓練加算Ⅱ 口腔機能訓練加算Ⅱ 栄養アセスメント加算 科学的介護推進体制加算 ADL 維持等加算 I サービス提供強化体制加算 I 介護職員等処遇改善加算 I	送迎	介護保 険適用 の有無	利用料	利用者負担額 (1割負担)
要介護	13 : 30 ~ 16 : 45	0	有	有	А	M

(2) その他の費用

①キャンセル料	重要事項説明書 4-①記載のとおりです。
②水分補給の提供に要する費用	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。

(3) 1か月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	田
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によって は訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。

- 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行います。
- 〇 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張 を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
- 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の 結果報告を行います。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を 適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行います。)
- 事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、常に利用者の利益を最優先に考え、全力で対応します。
- 苦情がサービスの質の向上を図る上での貴重な財産になるとの認識を持ち、「苦情・相談対応記録」に記録した内容はそのつど従業者全員に周知して再発防止に取り組むと同時に、今後のサービス向上のための方策について事業所全体で検討します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 リハビリスタジオ夢現 担当者 福田 翔太	所 在 地電話番号	大阪市住之江区西住之江 1 丁目 5 番 15 号 6675-5050 FAX 番号 6675-6060 午前 9 時~午後 5 時
【市町村(保険者)の窓口】 住之江区保健福祉センター 保健福祉課(高齢・介護保険)	所 在 地 電話番号 受付時間	大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 6682-9859 FAX番号 6686-2040 午前9時~午後5時30分
【市町村(保険者)の窓口】 住吉区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	所 在 地電話番号 受付時間	大阪市住吉区南住吉 3 丁目 15 番 55 号 6694-9859 FAX 番号 6694-9692 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【市町村(保険者)の窓口】 西成区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)	所 在 地電話番号 受付時間	大阪市西成区岸里 1 丁目 5 番 20 号 6659-9859 FAX 番号 6659-9468 午前 9 時~午後 5 時 30 分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地電話番号 受付時間	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 6949-5418 午前9時~午後5時
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部介護保 険課(指定・指導グループ)	所 在 地電話番号受付時間	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-3316241-6310午前9時~午後5時30分
おおさか介護サービス 相談センター	所 在 地電話番号受付時間	大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号 大阪市立社会福祉センター308 6766-3800 午前 9 時〜午後 5 時

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

- 21 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、 当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表 します。
- 22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和年	月	日	
-----------------	-----	---	---	--

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事	所 在 地	大阪府大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号
業者	法 人 名	株式会社ケアラーズ
	代表者名	代表取締役 菊地 一
	事 業 所 名	リハビリスタジオ夢現
	説明者氏名	森重 裕香子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利田孝	住	所	
利用有	氏	名	

代理人	住	所	
10年八	氏	名	